



平成22年 8 月16日 開会

平成22年 8 月16日 閉会

平成 22 年 8 月

岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

広域連合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	2
定例広域連合議会運営予定表	3
議事日程	4
会議に付した事件	4
監査結果報告一覧表	5
平成21年度繰越明許費繰越計算書について	6
出席・欠席議員	7
出席した説明員	7
出席した書記	7
開会宣言	8
広域連合長あいさつ	8
報告	9
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	10
日程第3 会期の決定について	10
日程第4 一般質問	10
・ 2番 田辺 昭夫君	11
広域連合長 高木 直矢君	12
事務局長 保崎 博道君	14
・ 2番 田辺 昭夫君	15
広域連合長 高木 直矢君	16
・ 2番 田辺 昭夫君	16
広域連合長 高木 直矢君	16
・ 2番 田辺 昭夫君	17
広域連合長 高木 直矢君	17
・ 1番 黒見 節子君	17
広域連合長 高木 直矢君	18
・ 1番 黒見 節子君	19
広域連合長 高木 直矢君	20
日程第5 議案第14号・議案第15号	21
広域連合長 高木 直矢君（提案説明）	21
事務局長 保崎 博道君（提案説明）	21
・ 1番 黒見 節子君（質疑）	23
事務局長 保崎 博道君	24
・ 1番 黒見 節子君（質疑）	25
事務局長 保崎 博道君	25

• 1番	黒見 節子君	25
採	決	26
日程第6	議案第16号・議案第17号	26
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	26
事務局長	保崎 博道君 (提案説明)	27
• 2番	田辺 昭夫君 (質疑)	29
事務局長	保崎 博道君	30
• 2番	田辺 昭夫君 (質疑)	31
事務局長	保崎 博道君	31
• 1番	黒見 節子君 (質疑)	32
事務局長	保崎 博道君	32
• 1番	黒見 節子君 (質疑)	34
事務局長	保崎 博道君	34
採	決	34
日程第7	議案第18号「平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」	35
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	35
事務局長	保崎 博道君 (提案説明)	35
採	決	36
日程第8	議案第19号「専決処分の承認を求めることについて(岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更)」	36
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	37
採	決	37
日程第9	議案第20号・議案第21号	38
広域連合長	高木 直矢君 (提案説明)	38
採	決	38
閉会宣言		39
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表		40
会議録署名議員		41

岡広総第250号
平成22年8月4日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高木直矢

平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第19号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第19号
平成22年8月4日

平成22年8月16日（月曜日）午後1時30分、平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高木直矢

岡広総第249号
平成22年8月4日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高木直矢

議案の送付について

平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））
- 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））
- 議案第16号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 議案第17号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議案第18号 平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更）
- 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

8月定例広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月16日	(月)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決

平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 事 日 程

平成22年8月16日(月)午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)) 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)) (上程・採決)
第 6	議案第16号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第17号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 7	議案第18号 平成22年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (上程・採決)
第 8	議案第19号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更) (上程・採決)
第 9	議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例) 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例) (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

平成22年8月16日

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	22.4.6	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年2月分例月出納検査結果報告
2	22.5.11	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年3月分例月出納検査結果報告
3	22.6.9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年4月分例月出納検査結果報告
4	22.7.12	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年5月分例月出納検査結果報告
5	22.8.4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成22年6月分例月出納検査結果報告

平成22年 5月31日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 宮 武 博 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

**平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	近藤 隆則	出席	
2	田辺 昭夫	〃		11	石垣 正夫	欠席	
3	宮武 博	〃		12	西田 孝	出席	
4	草加 敏彦	〃		13	佐藤 友彦	〃	
5	平野 敏弘	欠席		14	道上 正寿	〃	
6	池田 仁士	〃		15	山野 通彦	〃	
7	伊東 香織	〃		16	万殿 紘行	〃	
8	瀧本 豊文	〃		17	木下 哲夫	〃	
9	片岡 聡一	〃		18	栗井 忠義	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	高木 直矢	業務課長	佐藤 敏樹
副広域連合長	重森 計己	業務課資格賦課班長	平松 定義
副広域連合長	井上 稔朗	業務課給付班長	枝廣 成紀
監査委員	池上 進	総務課総務班長	上井 勉
事務局長	保崎 博道		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	田村 政志	書 記	赤澤 正基
書 記	横山 徹哉		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（宮武 博君）

それでは、本日、平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集いただき、大変ありがとうございます。

ただいまの御出席は12人であります。

欠席議員は、平野議員、池田議員、伊東議員、瀧本議員、片岡議員、石垣議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成22年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして広域連合長のあいさつがあります。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

本日、8月定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

開会に当たりまして、議長のお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付する際に、岡山市において誤った通知書を送付したことにつきまして御報告を申し上げます。

岡山市から送付したもののうち、他人の内容のものが誤って送付され、受け取った方からの指摘をいただき判明をいたしたところでございます。

岡山市において、原因をすぐに究明し、即日正規の通知書を送付し、その対応策を講じたところでございます。

通知書は、各市町村において作成及び発送処理を行っているもので、広域連合が発注した業務ではございません。しかし、個人情報に記載されている広域連合長名の書類を誤って送付したことにより、同業者を指名停止処分をいたしたところでございます。

今後二度と起こらないよう市町村に注意喚起をお願いをいたしております。

次に、「新たな高齢者医療制度について」でございます。

これまで8回開催されました高齢者医療制度改革会議の内容を中間まとめ(案)として、意識調査やアンケートの実施、そして福岡、仙台、大阪で開催をされました公聴会などの意見も加味し、8月20日の第9回の改革会議で中間まとめを行う予定であります。

また、最終取りまとめ(案)を9月に提示し、そして広島、愛知、東京で公聴会を開催し、本年度末には新たな高齢者医療制度についての最終取りまとめを行い、来年の通常国会においての関連法案成立を目指す、このようなスケジュールになっているところでございます。

今回の取りまとめポイントといたしましては、高齢者の方々や現役世代の視点からの改革とあわせ、保険運営の安定化を図る視点の改革をうたっております。具体的には、サラリーマンとして働いている高齢者の方、それと被扶養者の方は、それぞれの社会保険などの被用者保険に、それ以外の方は国民健康保険に加入することとなります。

新しい高齢者医療制度が組み込まれる国民健康保険では、全年齢を対象とした都道府県単位化の実現により、より具体的な設計について引き続き検討されることになっておりま

す。その中で後期高齢者医療制度から国保に加入する高齢者は、保険料の負担割合を維持し、都道府県単位の財政運営は不可欠としております。この都道府県単位の運営主体をどこが担うかにつきましても、引き続き検討することとなっております。

そのほかいろいろな取りまとめをされておりますが、なおまだ検討を加えなければならぬところがあるわけございまして、公聴会などを通じてさまざまな意見を集約して、その意見等を反映していくと、このようになっておるところでございます。

まだまだ不透明な部分もございまして、今後の推移を見守りながら、私どもも全国協議会等を通じて意見を出していきたいと考えております。

また、後期高齢者医療制度が廃止され、新制度移行へのスケジュールの中で、広域連合は今後どのような状況になるのか、非常に重要な部分でございますので、そのあたりにつきましても国に早急に示していただくよう求めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、新しい制度が高齢者の方々にとって、またそれを支援していく世代の方にとってもわかりやすい制度となるよう、これからも必要に応じて意見を申し出てまいりたいと考えております。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件でございますが、予算関係の案件3件と決算案件、条例関係の案件が2件、その他を提出させていただいております。

詳細につきましては、それぞれ御説明を申し上げますので、何とぞ御審議の上、適切な御決定、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、少し長くなりましたが開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

報 告

○議長（宮武 博君）

この際、御報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成22年2月、3月、4月、5月、6月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、広域連合長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく、平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（宮武 博君）

それでは日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

議席一覧表

1	黒見節子	10	近藤隆則
2	田辺昭夫	11	石垣正夫
3	宮武博	12	西田孝
4	草加敏彦	13	佐藤友彦
5	平野敏弘	14	道上正寿
6	池田仁士	15	山野通彦
7	伊東香織	16	万殿紘行
8	瀧本豊文	17	木下哲夫
9	片岡聡一	18	栗井忠義

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（宮武 博君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、道上正寿議員、15番、山野通彦議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（宮武 博君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第4 一般質問

○議長（宮武 博君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

2番、田辺昭夫です。通告を2点いたしておりますけれども、順次質問をさせていただきます。

まず、保険料の収納率にかかわってでございます。平成21年度の収納率は、現年分99.15%、滞納分43.78%で、合計98.62%になっております。ほとんどが特別徴収ということでありまして、収納率は国保に比べても当然高くなっているわけですが、問題は滞納世帯が全体の金額で1.8%あるということでありまして。そこで、滞納世帯の実態をどのように広域連合として把握しているのか、お示しをいただきたいと思っております。

深刻な経済不況のもとで、少ない年金の中で保険料の支払いが困難になる、そういう困窮世帯があるというふうに認識しておりますけれども、どのように考えておられるかお聞かせください。

また、保険料を特別な事情がないのに半年以上滞納している世帯に対しては、期限を区切った短期証というのが発行されております。岡山県では、2月1日時点で92世帯だということが報告されておりましたけれども、その後どうなっているのか、お示しください。

そもそも滞納している高齢者のほとんどが、年金が月1万5,000円以下の低年金であるか無年金の人たちであります。そうした人たちの保険料の滞納の責任は、こうした無年金や低い年金にしている、それを放置した、私は国の責任であるというふうに思っております。短期証発行の最大の問題は、滞納世帯に対して、あなたは6カ月間だけ保険がきくようにします。それ以後、医療機関に受診したければ、保険料を持って窓口に来なさいというふうにして、保険証は窓口でとめ置きにする、こういう規定になっているということがあります。もし窓口に取りにいくことができなければ、保険料を納めなければ、制度上はその間高齢者は無保険になってしまうのではないのでしょうか。岡山県広域連合としては、どのような対応をしているのか、お聞かせください。

払えない世帯にはそれぞれの事情があるわけですから、短期証の発行で医療を受ける権利を制限するようなことは、私はやめるべきだと考えますが、お示しください。

去る2月の議会で事務局長は、この短期証の発行について、国のもろもろの指示の中でやっているのと、このように御答弁をなさいましたけれども、全国的には千葉県や東京都、神奈川県、新潟県、福岡県などは、そもそもこの短期証を発行していない、こういう広域連合があるわけでございます。したがって、岡山県として短期証をどうするのか、これは自主的に判断ができるものだと私は考えるものですが、見解をお示しいただきたいと思っております。

通告の2番目は、後期高齢者医療制度廃止後の新制度についてであります。

先ほど連合長からお話がありましたように、先日、その中間まとめの(案)が示されて、この20日に正式な中間まとめが取りまとめとして発表されるということでありまして。連合長から、この制度についてお話がありましたので、私なりの考えを述べさせていただいて、連合長の見解、御意見を伺いたいと思っております。

私も、この中間取りまとめを読ませていただきました。さまざまな現行制度の問題点を指摘をして、それを改善するというふうになっているわけですが、継ぎはぎだらけで補おうとするものであって、基本的な内容は、その柱というものは、75歳、これはまだ決まっていないようですから65歳になる可能性もありますけれども、75歳以上、65歳以上

の高齢者を現役世代の別勘定の国保に加入させて、その別勘定の国保を都道府県単位で運営させようとするものであります。今の後期高齢者制度、これをすべて国保の広域化という形でまとめてしまうということになっているわけでありまして。厚労省は、この制度で将来にわたって安心が持てる医療制度をつくるんだと言っておりますけれども、国保に対する国の補助金がどんどん減らされております。市町村の国保は危機的な状況になって赤字を抱える。また一般会計から相当な繰り入れをして何とかやっている。こういう財政状況であります。国からの相当な財政負担が約束されない中で、国保を広域化して寄せ集めても、弱者の痛みの押しつけにしかならないのではないのでしょうか。

国民健康保険事業年報によりますと、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年度は57.5%ありました。しかし、2007年度には25%に下がっているわけでありまして。中間取りまとめ（案）では、公費については充実させていくことが必要であるというように言っておりますけれども、そのあり方について引き続き検討するというので、何の保証もないわけでありまして。

また、別勘定国保というのは、高齢者がどれだけ医療費を支払うのかを色分けをし、それを高齢者自身の保険料にはね返らせるという負担と給付の明確化の発想が貫かれております。責任の所在が不明確な広域で国保を運営するという点もあわせ、結局名前を国保というものに変えただけで、後期高齢者医療制度と何の違いがあるのかと、私は極めて疑問があるわけでありまして。

さらに厚労省は、この案を今年度中に最終取りまとめを行った後、来年の通常国会に法案を提案するとしております。ほとんど国民的議論も行われていない中で、たったあと半年で結論を出すなどということは、まさに後期高齢者医療制度の導入のときと同じ過ちを繰り返すのではないかと、私はそのように思います。

私は改めて、後期高齢者医療制度は速やかに廃止をし、一たんもとの老健制度に戻した上で、後期高齢者のあり方について、国民的議論を呼びかけながら、真剣に検討をしていくことが求められると思います。

高齢者社会が進む中で高齢者の医療はどうすべきか、これは相当な議論、時間をかける必要があると、このように考えるものであります。連合長の見解をお聞かせをいただきましたと思います。

また、10月には広島で新制度についての公聴会が開催されます。私も参加をさせていただく予定にしておりますけれども、岡山県広域連合としてどのようにこの公聴会に臨まれるのか、あわせてお聞かせください。

老人福祉法では、高齢者について、「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」と述べています。まさにこの理念に沿って高齢者が安心できる医療制度の構築を求めて、私の質問といたします。

ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

田辺議員の御質問にお答えをいたします。私のほうからの御回答は、大きい2番について申し上げてみたいというふうに思います。1番につきましては、事務局長のほうから御答弁をさせます。

それでは、2項目めの後期高齢者医療制度廃止後の新制度についてでございます。その中の1点目、高齢者医療制度改革会議の審議状況をどう把握しておるかということでございます。

これまでの改革会議におきましては、各委員のさまざまな立場から御意見を発言をされておられまして、その意見をこのたびの中間取りまとめ（案）に集約されているものと、そのように考えているところでございます。

改革会議の委員といたしまして、後期高齢者の医療制度の全国協議会の会長が、この改革会議に選出をされておるところでございます。改革会議の資料や審議結果につきましては、全国の広域連合に情報が提供されておるところでございます。この全国協議会の中でも、いろいろな問題点、課題、そして先ほど田辺議員さんからの御質問にございましたようなことにつきましても、積極的に広域連合の協議会の中で意見を述べておるところでございます。会長がそういった場で審議会において発言をしていただいております。

また、いろいろな意見等につきましても、ペーパーで照会がございまして、それにつきましてその状況を御報告を申し上げ、その意見も述べていただいております。

また、会議の前には、先ほど申し上げましたように全国へ意見が照会をされまして、全国協議会会長の事前のレクで検討をしていただき、改革会議の中で積極的な御発言、御提言をいただいております。

今後も改革会議の審議状況を十分に把握しながら、必要に応じて意見を申し上げてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

大きい項目の2点目でございますが、中間取りまとめ（案）におきましては、現行後期高齢者医療制度は都道府県単位による財政運営が既に行われていること、また市町村国保では多くの高齢者の保険料が増加いたしまして、さらには財政基盤を考えれば、少なくとも75歳以上の高齢者医療につきましては、都道府県単位の財政運営とすることが不可欠であるということから、都道府県単位の財政運営の取りまとめとなったものと考えております。

しかしながら、田辺議員さんお尋ねの、このいろいろな項目につきましては、現段階では不透明なところも数多くあるわけございまして、今後の検討結果をまたないと、その具体的なものは見えてまいらないと、こういう状況であるわけでございます。

今回お尋ねの項目につきましては、新制度を運営する中でも、また皆様に御説明をしていく上にも、大変重要な部分であると私どもも考えております。被保険者の方や運営主体にとってわかりやすく、さらによりよい制度となりますように、これまでの経験を生かした意見や提言を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

先日行われました岡山県の県政懇談会におきましても、岡山県選出の国会議員、15人の国会議員さんが御出席になられました。その席でも現在抱えている問題、課題について、私のほうから後期高齢者の医療制度、国民にわかりやすく、そして医療負担の増加になら

ないように、そういった問題の課題につきまして、国会議員の先生にも是非ともお力添えをいただき、積極的な対応をしていただきますようにということをお願いを申し上げたところでございまして、機会あるごとにやっていかなければならないというふうに思っておりますのでございまして。

そして、お尋ねの期間が短いということにつきましては、私どもも状況によりましてはそのように考えておるところでございしますが、これはやはり国のほうでスケジュールに沿ってやっていくわけでございしますので、そういう機会をとらまえながら、積極的にいろいろな問題点等については申し述べていく機会があろうというふうに思っておりますから、私もそういう席では発言をしてまいりたいと、このように考えておるところでございまして。

大きい2項目めの3点につきましては、これは事務局長のほうから御答弁をさせていただきます。

以上でございまして。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。連合長御答弁以外の御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、新制度の公聴会の問題でございます。先般8月2日に福岡県で開催をされました公聴会のほうに参加をさせていただいております。当日の公聴会では、900名ほどの大勢の方が当日御参加されまして、厚労省の御説明等々についての御意見が出されたわけでございますが、当日、会場参加の方から提出をされました御意見の中で、主催者厚労省が指名をいたしました5名の方についての意見発表がなされております。しかし、意見発表に当然回答はあったわけでございますが、それに基づく活発な意見交換というものがあつたわけではございません、当日。したがって、そういった公聴会が10月2日に最終取りまとめ（案）を出されてから開催されるわけでございます。この10月2日の広島県で開催される公聴会では、最終取りまとめ（案）を見た上ということになります。必要に応じて意見の提出を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、そういった中で、福岡と同じように指名という形にもしなるとすれば、そういう指名されましたら発表をしていきたいというふうに考えております。議員の皆様におかれましても、よろしければ御参加をいただければというふうに思います。

続きまして、収納率の問題でございます。収納率につきまして、まず滞納世帯の実態をどのように把握されているかということについてのお答えをさせていただきます。被保険者の方に納めていただく保険料の徴収につきましては、市町村がその業務を担当しているため、広域連合としては滞納状況を含め、その個々の実態把握は現在行っておりません。市町村では、後期高齢者医療制度の保険料だけではなく、税あるいは介護保険、下水道料金等々の全体の収納対策の中で滞納世帯の実態を把握し、納付相談や、時には滞納整理などを行っているものと思っておりますので、個別の実情に応じた保険料減免制度の活用、適用等を活用いたしまして、適切に徴収業務が行われるよう、市町村と連携を図りながら、あるいは私どものその情報等を伝えながら、十分な連携を取って収納率の向上を目指して

いきたいというふうに考えております。

また、短期被保険者証の問題でございますが、短期被保険者証の発行状況でございます。本年の年次更新、この8月でございましたが、この年次更新時には114人の方に短期被保険者証を発行いたしております。短期被保険者証は、滞納者との納付相談の機会を確保する手段の一つとして、私どもは有効な手段であると考えているところから、その発行に当たって市町村の意見を確認しながら発行している状況でございます。

なお、発行に当たっては、医療機関での受診抑制を防ぐために、更新期日の8月1日までには必ず被保険者証が被保険者の方に届きますよう市町村に依頼をさせていただいております。

短期被保険者証については、昨年の8月に初めて出しております。144件の方に短期被保険者証をお出ししておりますが、今年は先ほどの収納対策等々の内容により、市町村に意見を確認した中で114件の発行ということでございます。

以上で答弁を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

御答弁をいただきましてありがとうございます。

新制度については、基本的な取りまとめ（案）が出された段階で、今の中で細かいことまでなかなかわからないというのも理解できることです。ただ、先ほど申し上げたように、これは10月に最終的な案が出されるということで、もう今年度いっぱい決めてしまっただけで来年度の通常国会に出すということですから、これは非常に、先ほど申し上げたように短期間で一気にしてしまおうということなんです。今国民的な議論はほとんど私はないと思っています。100歳以上の高齢者の方が行方不明だということが、今マスコミで大きな報道になっていますけれども、後期高齢者の医療をどうするかということは全然議論になっていない。そういう中で、国のほうも私は非常に問題だと思うのは、地方の公聴会を開催するなど国民の方々の御意見を丁寧に伺いながら検討を急ぐこととしていますと言いながら、公聴会が全部終わっていないうちにもう取りまとめの案を出すという、これはひどい話だなと思っています。ここは国のことですから、是非そういう意見を上げていただきたいと、これは要望です。

ただ、県下のいわゆる医療関係者、それから高齢者、いろいろな人たちの意見がどれだけ反映されているのかということがもう一つあると思うんです。先日私は、7月に岡山県の医師会の役員の方々と懇談する機会がございました。2時間ぐらいお話をさせていただいたんですけども、井戸会長を初め皆さんが後期高齢者医療制度に対して大変な問題点があるということを言われましたし、今度の広域化ということに対しても危惧の声が出されておりました。しかし、そういう声は一体どこに反映されるのか。私は、少なくとも広域連合として、これは制度上、厚労省がそこまでやるようなことを認めているのかどうかわかりませんが、広域連合として後期高齢者の医療制度についてどうなのかということについて、やはり少なくとも医師会や医療関係者、また福祉関係者、高齢者の意見を聞くようなことは私はすべきだと。かつてずっと運営協議会的なものをつくるということを私は申し上げてきましたけれども、今まさにその新しい制度に当たって、少なくともその

声を聞くということをしないと、県民は全く置き去りにされて、また新しい制度ができてくると。私は、これは間違っていると思いますので、その努力が必要ではないかというふうに思いますので、その点について御回答をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）

再質問にお答えをいたします。

先ほど御答弁を申し上げましたような状況で進んでおります。そうした中で、この事務を扱っておる私たちが、日頃の問題、課題、さらには住民の皆さんの、関係者の皆さんの意見を十分お聞かせをいただく中で、そういうふうなものも整理をして、広域連合の関係の協議会の中でも御意見を差し伸べて、そしてその中から関係のほうに働きかけをしていただくと、こういうふうなことになるというふうに思っておるところでございます。

改革会議の委員として、医師会の代表とか、そういう方々も入られておるのかどうか、その辺は十分まだ承知をいたしておりませんが、私どもの後期高齢者の広域連合としては、協議会の会長のほうがこの委員になっておりますから、その運営をしておる立場で問題点、課題点については積極的な意見を提言をいたしておるところでございます。そういう全体の改革会議の委員の中に医師会とか、そして後期高齢者の該当の代表の人が入られているのかどうかというのは、十分承知をいたしておりません。そういう状況でございますので、私どもは厚生労働省に対しましても意見を十分、実際に運営をいたしておる者でございますから、何が今問題になっているかというのは、運営する立場ではわかっておりますので、その辺については積極的に意見を述べていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

要望ですけれども、各市町村の担当者、実際に国保を運営し、後期高齢者のをやっているわけで、その市町村の抱えている問題等もたくさんあります。それから、医師会や医療関係者、そういう声をしっかり聞かないと、私は絶対これはおかしいことになる。これは国がきちっとしなきゃいけないという問題と、やはり広域連合としてもそうした機会を設けてやる必要があるというふうに思いますので、それは是非検討していただきたいと思います。

お答えができればお願いします。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）

私たちの立場で発言できる、言える、提言できる、そういう機会には積極的にそういった問題点、課題点等については述べていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

よろしいか。はい。

○2番（田辺 昭夫君）

述べていきたいじゃないしに、意見を聞いていただきたいということです。逆です。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）

意見を聞く件につきましては、懇話会とかというの、田辺議員さん、以前からよくその発言をされておられました。そういう問題については、十分対応できていなかったというふうに思っておるところでございますが、限られた、もうあと平成23年、24年になるわけでございますけど、そういった皆さんの意見を聞くという機会は、私どもこれからどういう形がいいかはともかくとして、考えていかなければならない課題であるというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

それでは次に、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

失礼いたします。1番、黒見節子です。

先ほどからお話を伺っておりまして、悩ましいことだなあと思いながら話を伺ってまいりました。高齢者のための新たな医療制度について、広域連合のお考えをお尋ねしようと思っていましたら、次々ごあいさつの中にも、今の質問、答弁の中にもありましたが、重なるというふうに思いますが、通告しておりますので、私の質問をさせていただきます。

まず、財政が破綻している国保の問題点、課題を解決しなくてはいけないのではないかとこのように思っております。国では7月の中旬に後期高齢者医療制度にかえて2013年、平成25年4月に導入する新制度について、厚生労働省がまとめた中間報告（案）というものをしました。先ほどから出ていることです。後期高齢者医療制度を廃止するということがまず先にあると。そのこと自体がおかしいのではないかとこのように、私にはなかなか納得ができない部分なのですが、年齢で区分するということはおかしいということは最初から言われていたとおりで、これからの少子化、高齢化を見据えて、長続きをしていく、そんな医療制度を考えることが一番ではないかとこのように思っております。

最初のところに報告案に、制度の基本的枠組みというのがありまして、後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国保に一本化するというふうにあります。具体的な項目については検討を進める、引き続き検討するという文末が多く見られて、現在の国保財源も赤字で一般会計から補てんをしている市町村が7割というデータもあります。私の地域津山市も例外ではありません。この6月議会に約2億の補てんを認めざるを得ませんでした。偶然にもその2億というのは滞納の金額とほとんど同じ状況でありました。国保というのは全国的に破綻をしているところが多いのではないかと、問題点、課題を多く抱えているというふうに考えております。そのことについて問題点を解決しなくてはいけないというふうに思っているということを申し上げます。

もう一点は、医療事業に責任を持つ主体はどこなのかというふうに思っています。6月29日に全国知事会後期高齢者医療制度改革プロジェクトチームから新たな高齢者医療制度に関する中間取りまとめという文が出されました。知事会の中間取りまとめのほうには、国は短期間の議論をもって拙速に行うべきではないと書いてあったり、国の財政責任も指摘をしてあります。私もそう思います。運営主体として市町村広域連合が適当と考えるというふうに、その中には書いてありまして、現在その広域連合という集合体で、このような大きな事業を進めるというのは大変ではないかというふうに、私は日頃から思っています。その上、議会の構成一つを見ても、いつも議員が入れ替わっている、いつも選挙が行われている、議会が開かれるのも年間2回、しかも短時間であると。こんな大きな事業なのに、これでいいのかというふうに考えています。私自身、選挙に立候補を今年の春させていただいたときには、430人もの市議会議員の方にお会いしたいと、お声をお聞きしたいというふうに思いましたし、お便りを数回郵送させていただきましたが、大変な作業でした。総括責任者は、一体広域連合の場合は誰なのだろうと、どこが責任を取る組織になっているのだろうというふうに、いまだに思っております。現在の医療制度は、全市町村、全国民、全県民にかかわることで、特に地域では県という1つの組織が主体となって責任を持って事業を進めるべきではないかと考えていますけれども、そのことについて広域連合ではどんなふうにお考えでしょうか。

中間取りまとめについて、また全国知事会の中間取りまとめに関して、後期高齢者医療制度の準備からかかわってこられた広域連合として、どのように考えておられますか、お考えをお聞かせください。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

黒見議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、項目の1点目でございますが、改革会議中間取りまとめ（案）について、どのように考えるかということでございます。

ちょっとこの改革会議に当たりまして申し上げてみたいのは、この改革会議で厚生労働大臣から6つの基本原則を踏まえてということが言われております。その6つの基本原則というのはどういうことかということをおひとつ考えてみますと、1点目が「後期高齢者医療制度は廃止する」でございます。2点目は「マニフェストに掲げている地域保険としての一元的運用の第一段階として高齢者のための新たな制度を構築する」と、そして3点目は「後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする」、そして4点目は「市町村国保などの負担増に十分配慮する」、5点目は「高齢者の保険料が急激に増加したり、不公平にならないようにする」、そして6点目は「市町村国保の広域化につながる見直しを行う」と、この6点が述べられておるところでございます。

そこで、中間取りまとめをされましたので、10のポイントというのを中間取りまとめとしてまとめております。これは「年齢で保険証が変わることはなくなります。」、2点目は「新制度に移る際、保険料のアップはできるだけ生じないようにします。」、3点目は「高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回らないことを基本とします。」、

そして4点目は「窓口負担は適切な負担にとどめます。」、5点目は「年金天引きを強制しません。」、そして6点目は現役世代からの視点でございますが「公平で納得のいく支え合いの仕組みにします。」、7点目は「大幅な負担増が生じないようにします。」、そして今度は保険運営の安定化を図る視点からの改革では「国保の広域化を実現します。」と、そして9点目は「公費を適切に投入します。」、そして10点目は「保険者機能が十分に発揮できるようにします。」と。それぞれ高齢者の立場、さらには現役世代の視点から、そして保険を運営する立場等から、この10点にまとめたポイントが示されておるところでございます。

そこで、お答えを申し上げますが、高齢者医療制度改革会議で出されました中間取りまとめ（案）についての御意見ということでございます。改革会議では、これまで厚生労働大臣より示されました、先ほど申し上げました6つの原則に基づいて、委員それぞれのお立場から議論された結果の中間取りまとめ（案）だと思っておるところでございます。今回の中間取りまとめ（案）では、議員さん御指摘のとおり、具体的なことにつきましては、年末までに結論が出せるよう引き続き検討する等の未確定な要素も多々見受けられるわけでございます。また、市町村国保広域化等の本来ベースとなるものにつきましても、負担等を含めて、今後どういった議論を進め、どこまでの方針が示されるのか等今後の検討がまたれるところでございます。

9月の最終取りまとめ（案）で大筋の内容が示されるとは思いますが、その間の改革会議での議論は、委員となっております、先ほどもお答え申し上げておりますが、全国協議会会長を通じまして意見を出していきたいと思っております。

また、運営主体の問題につきましては、改革会議中間取りまとめ（案）は都道府県単位の運営主体となっております、今後の検討課題となっております。

私ども広域連合は、6月の後期高齢者医療制度に関する要望書において、新高齢者医療制度の運営主体は都道府県とすることを求めております。今後もこの考え方で意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

なお、今月8日の新聞報道によりますけど、長妻厚生労働大臣は、7日に開かれました一般高齢者との意見交換会の場で、運営主体については都道府県とする方針を示し、都道府県の理解を得ながら進めていきたいと、このようなコメントも出されておるところでございます。

私どもといたしましては、都道府県でというようなことも申し上げておりますので、そういった考えをこれからも申し上げていきたいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

答弁いただきましてありがとうございます。

今後ということで、ほとんどは今後今後という話になっておりますので、私も今後を見守りたいというふうに思っております。

1つ、都道府県が取りまとめをするということを求めていると言ってくださったので、

1つまた仕組みが変わっていくのかなという感じはしておりますが、そのときに国保の問題、これは必ずどこかで論議をきちんとしていただきたいというふうに思いますし、意見を言うところがありましたら、是非お願いをしたいというふうに思っております。

国保の場合、市町村合併の前、津山市の場合、事情を申しますと、市町村合併の前、旧市のときには、ある程度国保が赤字にならないでうまく回っていた。市町村合併の後、どんどん赤字が膨らんでいって破綻をしてしまったという状況になっています。ですから、本当に今市町村合併後、この国保というのがきちんとして成り立っていくのかという、その仕組みとしての反省もしていただく場所を是非設けていただきたいということと、それからもう一つ、一昨年からどんどん社会保険のほうから国保に入っている方が仕組みの中でいらっちゃって、どんどん国保の被保険者が増えています。そういう人たちが不安定な職業でいらっしゃるものですから、だからそこら辺の雇用問題とも含めて、社会保障全体、どういうふうに考えていくのか、医療制度をどうしていったらいいのかということも全部ひっくるめて、制度として考えていただくようなことを是非いろいろな場所で発言をしていただきたいというふうに思います。これは要望としてお願いいたします。

以上です。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）

それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げました、私どもこの広域連合でなくて全国の市長会というのがございます。全国の市長会の中でも、この高齢者医療制度については大変な要望、議論、いろいろな問題、課題を抱えて、国のほうに強く働きかけをしております。そして、高齢者医療制度改革会議の中にも全国市長会として国民健康保険対策特別委員長、高知の市長さんがこの委員長に、国保の関係の委員長さんになっていただいております。その運営等については、市長会としての一本化、取りまとめをする中で、その高齢者医療制度改革会議の中でも、そういう立場で御発言をしていただいております。

一方、全国知事会も先ほどお触れになりました立場の代表の人も、高齢者医療制度改革会議の中に入っておられますし、そして全国町村会の代表の方々も入っておられるということでございまして、それぞれの立場で申し上げる機会がございます。私どもも全国市長会の中で、そういった特別委員長等も私どもの意見を十分踏まえながら、改革会議の中で発言をしていただいておりますところでもございまして、私どもの先ほど申し上げているようないろいろな問題、課題というのは、積極的な発言をしていただいておりますので、またこれからも機会あるごとに国保の問題というのは、私ども地方自治体にとりましても大きな課題でございますし、今後の運営というのは本当にいいものにしていかないと、せっかくこの方向性を変えていくわけですから、負担はどんどん増えるは、制度はわからなくなっていくと、そういうものになっては国民が、関係者がお困りになるわけでございますから、私どもはそういう立場で発言ができる限りはしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

それでは、以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第5 議案第14号及び議案第15号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第5、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び議案第15号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」以下2件の補正予算につきましては、保険給付費等の最終見込みによる県、市町村や支払基金からの交付金の決定などに伴います減額でございます。平成22年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

あわせて、高額介護合算療養費勧奨通知等作成事業につきましては、システム改修の遅れによりまして通知書作成が遅れたことになったため、繰越明許を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

それでは、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

議案第14号の専決処分の承認を求めるもので、平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成21年度一般会計補正予算（第3号）は、第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,939万5,000円といたしております。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、第2款国庫支出金及び第3款県支出金、それぞれ2万8,000円を減額するもので、保険料不均一賦課分の負担金を減額するものでございます。

歳出につきましては、第3款民生費を5万6,000円減額するもので、歳入の保険料不均一分国県負担金が減額となったことから、特別会計繰出金を減額するものでございます。

次に、議案第15号の専決処分の承認を求めるものについてでございます。

平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）
でございます。

議案第 15 号の予算書 1 ページをお願いいたします。

第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 55 億 6,320 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,165 億 8,185 万 8,000 円といたしております。

第 2 条繰越明許費について御説明申し上げます。

予算書 4 ページをお開きください。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、高額介護合算療養費勧奨通知等作成事業 89 万 6,000 円の繰越明許につきましては、先ほど連合長から御説明があったとおり、システム改修の遅れによりまして通知書作成が遅れたため、契約を延長し、翌年度に繰越明許するものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて御説明をいたします。

予算書 9 ページをお開きください。

まず、歳入については、第 1 款市町村支出金 18 億 1,000 万円余の減額につきましては、被保険者の数が想定しておりました見込みより伸びなかったため、第 2 目保険料等負担金を減額するものなどでございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金 12 億 6,000 万円余につきましては、第 1 目療養給付費等負担金 5 億 2,000 万円余の減額につきましては 12 分の 3 の定率負担でございます。第 2 目高額医療費負担金 2 億 2,000 万円余はレセプト 80 万円超部分の 4 分の 1、第 3 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 15 億 6,000 万円余は、低所得者や被扶養者であった者に対する保険料軽減措置の財源補てんのための交付金でありまして、それぞれの交付金額の確定に伴う増減でございます。

第 2 項国庫補助金 2 億 7,000 万円余でございますが、第 1 目調整交付金 2 億 4,000 万円余は財政力の不均衡を調整するための交付金、第 2 目保健事業費補助金 2,000 万円余の減額は健診事業に対する補助、第 4 目保険給付費補助金 4,000 万円余は前年度軽減分の確定に伴う追加の補助、第 5 目特別高額医療費共同事業補助金 2,000 万円余は広域連合が拠出する拠出金の一部への補助で、いずれも国庫補助額の確定に伴う増減でございます。

続きまして、第 3 款県支出金、第 1 項県負担金 3 億 2,000 万円余の減額でございます。第 1 目療養給付費等負担金 5 億 5,000 万円余の減額は 12 分の 1 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金 2 億 2,000 万円余はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 の負担、いずれも負担金の額の決定による増減でございます。

第 2 項県補助金 3,000 万円余の減額は、第 2 目健診事業に対する補助の減額でございます。

第 4 款支払基金交付金 37 億 7,000 万円余の減額は、若年者からの支援金で交付決定に伴うものでございます。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 1,000 万円余は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える高額医療費に対して交付される共同事業の交付決定に伴うものでございます。

第 6 款第 2 項基金繰入金 8 億 7,000 万円余の減額につきましては、第 1 目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金 22 億 5,000 万円余の減額につきましては、療養給付費等負担金の

見込み額が確定したことによるもの、第2目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 13億7,000万円余につきましては、特別軽減措置分による増減でございます。

第7款諸収入、第2項預金利子 1,000万円余は資金運用による預金利子、第3項雑入 2億9,000万円余の減額は、第1目第三者納付金 2億7,000万円余の減額につきましては交通事故による保険給付費返納金、第2目返納金 1,000万円余の減額は不正利得による徴収金、それぞれの確定見込みによる減額でございます。

以上、歳入合計 55億6,000万円余を減額するものでございます。

続いて、14ページ、歳出でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費 110億円余の減額につきましては、医療費が想定より下回ったため給付費の最終見込みによる減額でございます。主なものは、第1目療養給付費 109億9,000万円余の減額、第2目訪問看護療養費 1,000万円余の減額などでございます。

第2項高額療養諸費 3億8,000万円余の減額についても同様でございます。第1目高額療養費 8,000万円余の減額、第2目高額介護合算療養費 2億9,000万円余の減額となっております。

第3項その他医療給付費 9,000万円余の減額につきましては、葬祭費の減額でございます。

第5款保健事業費 8,000万円余の減額につきましては、健康診査事業市町村補助金の支出額の確定により減額するものでございます。

第8款基金積立金 60億円余は、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金 44億3,000万円余につきましては、療養給付費等の精算のための国や支払基金等への返還額の財源等、第2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 15億6,000万円余は、保険料特別軽減措置財源のため、それぞれ積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号及び議案第15号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第14号及び議案第15号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

基金積立金についてお尋ねいたします。

基金積立金は、平成 20 年度は約 61 億円だったというふうに思っておりますが、平成 21 年度末は先ほど説明がありましたように 63 億 6,181 万 4,000 円ということになっています。これだけ積み立てがあれば、この 4 月の保険料率の伸びを抑えることができたのではないだろうかというふうに考えるのですが、どんなふうに考えておられますか。

また、今年度になって 4 カ月がたっています。この 7 月末現在、給付費準備基金積立金、それから臨時特例基金積立金の積立額は、どのくらいになっていますでしょうか。今年度の積み立てが、あとどのくらいにできるのかという予測もできるのではないかと思います。お教えてください。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

黒見議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

基金積立金につきまして、今年 2 月の平成 22 年、23 年度の保険料率を算定する際、剰余金と財政安定化基金を活用する中で決定をさせていただいております。その算定時においては、剰余金については 21 億円余を見込んでおりました。今回の補正予算では、議員御指摘のとおり 63 億円余の基金積立金と予定しております。63 億円のうち 54 億円余につきましては、平成 22 年度での療養給付費等負担金の精算償還金でございます。

また、特別軽減措置財源としての使途目的がございまして、残り 9 億円余りが保険料剰余金として積み立てをいたしているところでございます。

保険料算定時の剰余金 21 億円余に相当するものとしたしましては、先ほど御説明いたしました保険料剰余金 9 億円余、さらにこの後御審議をいただきますが、本年度決算での実質収支額が 2 億円余、それから 3 月末時点での給付費準備基金、これが 23 億円余となっております。合計 34 億円余を予定しております。算定時見込みに対しまして剰余金は 13 億円余の増加というふうになると思っております。

この 13 億円も増えたという要因でございますが、この要因といたしましては、当時流行しておりました新型インフルエンザなどの予測できない影響によりまして、医療費を確保する必要があったことから、基金の取り崩しも前提に保険給付費を見込んでおりましたが、最終的には余りそういった影響が生じなかったために、このような結果となったものでございます。

医療給付費につきましては、毎月百数十億円支出をしております関係から、何か影響が出ると大きい金額が想定することを必要としております。いわゆる現行の予算の範囲内で赤字が出ない形で支出していく必要があるため、そういったインフルエンザ等のいろいろな予測できない影響というものがございました関係で、確かに数字上については、議員おっしゃられたとおり剰余金がここに出ることになったものでございます。

なお、7 月末時点の基金現在高につきましてでございます。給付費準備基金は 67 億 7,515 万 6,642 円、臨時特例基金につきましては 21 億 9,878 万 7,903 円となっております。なお、この基金につきましても今年度中に、先ほどこの予算等をお願いをいたしております国県負担金あるいは支払基金への返納金等精算していく費用、さらには特別軽減対策の財源等々に当て込む予定といたしております。したがって、現時点では末時点での基金残高の予想というのは、まだ立てておりませんが、いずれにいたしましても平成 24 年度になりま

すが、もう一度料率の改定の時がございます。こういったときに、この基金の財源については、保険料の料率の算定に充てていきたいというふうには考えておりますので、この決算の段階ではちょっと当初見込んでいたものよりは若干剰余金が増えたということにはなっております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）

わかりました。答弁ありがとうございました。

なぜ多かったのかという理由がわかりましたし、そういう新型インフルエンザが広がっていかなかったのはよかったことだというふうに思っています。

今お聞きしたのですが、今現在足し算しますと 89 億円ぐらいになっています、両方足すと。そうすると、26 億円、この4カ月で増えているということになりますでしょうか。そうすると、1カ月に約6億円ずつ単純計算でいきますと増えているということになりますね。このぐらい積立金をしておいてくださいということは、厚生労働省とかというところからその基準が出されているのでしょうか、お教えてください。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

再質問に御答弁させていただきます。

積立金の基準というのは、特に示されているわけではございません。当然、保険料の収入の問題、それから国、県等からいただく補助、負担金等の問題、こういったいろいろな状況の中で、時期時期によって基金の残高は動いていくようになると思いますので、結果的にはそういう数字というのが現状出ておりますけれど、いわゆる返納していく時期がいつになるのかによって、返納額というのも予算で見ていただいたとおり非常に大きい金額になりますので、そういった中でこの基金を活用していきます。そういう関係で、現時点ではたまたまそういう状況ではございますけれど、できるだけ私どもも有利にできれば運営していきたいということもございますので、こういった基金の積み立てという形になっております。

御答弁を終わります。

○議長（宮武 博君）

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）

なかなかお金の流れというのがつかめなくてわからないものですから、いろいろ質問をさせていただきました。基金、平成 24 年度末の料率もあるということですので、大事にしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮武 博君）

それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。
これより、議案第 14 号及び議案第 15 号を採決いたします。
まず、議案第 14 号について採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第 14 号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第 15 号について起立により採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 15 号は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 15 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 6 議案第 16 号及び議案第 17 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 6、議案第 16 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第 17 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 16 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第 17 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、その概要を御説明を申し上げます。

一般会計は、広域連合組織運営のための経費でございます。

決算書 20 ページ「実質収支に関する調書」のとおり歳入総額が 6,939 万 6,000 円に対し、歳出総額が 6,721 万 1,000 円となり、差引額 218 万 5,000 円が実質収支となっております。

次に、特別会計でございます。特別会計は、制度運営のための予算でございます。そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

決算書 46 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 2,167 億 9,139 万 5,000

円に対し歳出総額 2,165 億 5,012 万 1,000 円で、差引額 2 億 4,127 万 4,000 円となっております。繰越明許費繰越額が 89 万 6,000 円を繰り越しし、実質収支額 2 億 4,037 万 8,000 円となっております。

詳細につきましては事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り御認定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

議案第 16 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について御説明をいたします。

決算書 2 ページで、歳入は予算現計 6,939 万 5,000 円に対し、収入済額は 6,939 万 5,988 円、収入未済額はゼロでございます。

4 ページで、歳出は予算現計 6,939 万 5,000 円で、支出済額は 6,721 万 988 円、不用額は 218 万 4,012 円となっております、執行率は 96.85% ございました。

事項別明細書により歳入歳出の主なものを御説明いたしますので、決算書 8 ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、第 1 款分担金及び負担金は、予算現額 6,300 万円余に対し収入済額は同額の 6,300 万円余で、事務的経費の市町村分担金でございます。

歳入合計は、予算現額 6,939 万 5,000 円に対し、収入済額は 6,939 万 5,988 円となっております。

歳出の主なものでございます。第 2 款総務費 6,500 万円余でございまして、広域連合組織を運営する総務課職員の職員派遣負担金 3,600 万円余、市町村振興センター施設負担金 900 万円余などがございます。

20 ページの実質収支に関する調書でございますが、先ほど連合長から御説明したとおりでございます。

続いて、議案第 17 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」でございます。

22 ページでございます。22 ページの歳入は、予算現計 2,165 億 8,185 万 8,000 円にしまして、収入済額は 2,167 億 9,139 万 5,452 円、収入未済額はございません。

24 ページでございます。

歳出は、予算現計 2,165 億 8,185 万 8,000 円で、支出済額は 2,165 億 5,012 万 1,197 円、翌年度繰越額 89 万 5,650 円、不用額は 3,084 万 1,153 円となっております、執行率は 99.99% ございました。

事項別明細書により歳入歳出の主なものを御説明いたしますので、決算書 28 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第 1 款市町村支出金は、予算現額 354 億円余に対し、収入済額は 356 億 3,000 万円余でございまして、第 1 目事務費負担金 4 億 8,000 万円余は制度運営のための市町村負担金、第 2 目保険料等負担金 181 億 2,000 万円余は市町村が徴収する保険料等、第 3 目療養給付費負担金 170 億 3,000 万円余は療養給付費の 12 分の 1 の定額負担でございます。

なお、保険料については、市町村の収入額を収入いたしておりますので、決算上収入未済額はございませんが、監査意見書にあるとおり、市町村においての収入状況は、現年収納率 99.15%、滞納繰越分 43.78%、合計 98.62%で、1億 9,600 万円余の収入未済額が出ております。

次に、第 2 款国庫支出金でございますが、予算現額 718 億 2,000 万円余に対し、収入済額は同額の 718 億 2,000 万円余となっております。

まず、第 1 項国庫負担金 531 億 1,000 万円余につきましては、第 1 目療養給付費等負担金 505 億 6,000 万円余は療養給付費の 12 分の 3 の定額負担、第 2 目高額医療費負担金 6 億 6,000 万円余はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 負担、第 3 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 18 億 9,000 万円余は保険料特別軽減措置の財源補てんでございます。

第 2 項国庫補助金 187 億 1,000 万円余については、第 1 目調整交付金 186 億円余は財政調整に伴う普通調整交付金等でございます。

続いて、次ページの第 3 款県支出金でございますが、予算現額 172 億 1,000 万円余に対して収入済額は同額の 172 億 1,000 万円余となっております。

第 1 項県負担金 171 億 8,000 万円余につきましては、第 1 目療養給付費等負担金 164 億 7,000 万円余は療養給付費の 12 分の 1 の定額負担、第 2 目高額医療費負担金 7 億円余はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 負担でございます。

次ページ、第 4 款支払基金交付金は、予算現額 880 億 1,000 万円余、収入済額は同額の 880 億 1,000 万円余となっております。若年者層からの支援金でございます。

第 6 款繰入金は、予算現額 38 億 2,000 万円余、収入済額 37 億 9,000 万円余となっており、第 2 項基金繰入金 37 億 9,000 万円余は、第 1 目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金 23 億 8,000 万円余は、療養給付費等負担金の額の決定による償還財源でございます。また、第 2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 14 億 1,000 万円余は、特別軽減措置財源及び特別対策事業分でございます。

第 7 款諸収入は、予算現額 1 億 7,000 万円余、収入済額 1 億 7,000 万円余でございます。第 3 項雑入 1 億 6,000 万円余としては、第 1 目第三者納付金 1 億 6,000 万円余は交通事故等による第三者納付金でございます。

以上が歳入における主なものでございます。

次に、36 ページの歳出でございます。

第 1 款総務費 5 億 7,000 万円余でございますが、後期高齢者医療制度運営のための経費でございます。その主なものといたしましては、第 13 節委託料 1 億 4,000 万円余は、電算システムの維持管理のための電算委託料 1 億 3,000 万円余等でございます。第 19 節負担金補助及び交付金 1 億 2,000 万円余は、業務課職員 17 名の職員派遣負担金 1 億円余等でございます。

次に、第 2 款保険給付費でございます。予算現額 2,069 億 3,000 万円余に対し、支出済額は 2,069 億 2,000 万円余となっております。第 1 項療養諸費 1,983 億 7,000 万円余は、第 1 目療養給付費 1,973 億 1,000 万円余は医療機関に支払う医療費でございます。第 2 目訪問看護療養費が 3 億 8,000 万円余、第 4 目審査支払手数料 6 億 8,000 万円余はレセプト点検に要する手数料でございます。

第 2 項高額療養諸費 78 億 8,000 万円余につきましては、第 1 目高額療養費 77 億 3,000

万円余及び第2目高額介護合算療養費1億5,000万円余となっております。第3目その他医療給付費6億6,000万円余につきましては、1万3,316件の葬祭費でございます。

第3款県財政安定化基金拠出金1億4,000万円余は、財政安定化基金への拠出金でございます。

第5款保健事業費1億円余は、健康診査事業市町村補助金でございます。

第6款諸支出金24億円余は、第1項第3目償還金23億8,000万円余につきましては、療養給付費等負担金平成20年度分の精算のための償還金でございます。

第8款基金積立金63億6,000万円余につきましては、第1項第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金44億6,000万円余は、療養給付費等負担金の平成21年度分精算及び保険料余剰のための積立金でございます。第2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金18億9,000万円余は、特別軽減措置の財源として積み立てております。

以上が歳出の主なものでございます。

46ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございますが、連合長御説明のとおり歳入総額2,167億9,139万5,000円、歳出総額2,165億5,012万1,000円、歳入歳出差引額は2億4,127万4,000円となっております。うち翌年度への繰越明許費繰越額が89万6,000円で、実質収支額といたしまして2億4,037万8,000円となっております。

以上で決算関係の説明を終わります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第16号及び議案第17号については、委員会付託を省略し、本会議において審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第16号及び議案第17号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

議案第16号平成21年度一般会計決算、議案第17号平成21年度特別会計決算について質疑を行います。

まず、各会計決算の不用額について、その金額が大きいものの内容の御説明をいただきたいと思っております。

次に、健康診査市町村補助事業についてお尋ねをいたします。

主要な施策の成果に関する報告書では、平成21年度の後期高齢者健診の受診率は11.52%とあります。市町村ごとの受診率はどうなっているのか、通告をさせていただきます。

したけれども、本日資料として提出をしていただきましてありがとうございました。これを見ますとわかることは、市町村によって受診率が相当にばらつきがあるということです。加えて、何を除外対象者にするのか、この基準が非常にあいまいではないかというふうに思いますが、お尋ねをいたします。

そもそもこの受診率については、平成 20 年度が 12.52% でしたから、除外対象者を入れずに考えた場合、1% 下がっているわけであります。決算でも約 1,200 万円ほどの不用額が生じております。もともと新制度になって極端に高齢者の健診が落ち込んだわけでありまして、さらにそれが下がっていることについてどのように受け止められているのか、お聞かせください。

今後の対策についてであります。

私は、議会あるごとにこの健診の充実を訴えてまいりました。根本的には国が健診を義務ではなく努力義務としてしまったこと、そして健診を受ける際に服薬などの生活習慣病がある場合には除くという、受診できないということを定めた、つまり健診軽視の考え方があり、私はこれは国に改善を強く求めていただきたいというふうに思います。

あわせて、広域連合として健診率向上のための特別な対策が必要だというふうに思います。監査委員による決算審査意見書でも、健康診査の受診率の向上を目指すよう市町村との協力を要望すると、こういう指摘がされておまして、早急な対応が求められていると考えますけれども、お考えをお聞かせください。

以上です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

田辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、決算の不用額の大きい額のものでございます。不用額の主なものにつきましては、まず一般会計におきましては総務費の一般管理費のうちの第 11 節需用費が 51 万円余、これは破損していたハードディスクの修繕を取りやめ、新たに購入することとしたため不用となった修繕料などでございます。

また、12 節役務費においては 89 万円余の不用額が出ております。これは、各種銀行振込手数料の執行残でございます。

次に、特別会計においての不用額の大きいものについては、第 1 款総務費中第 12 節役務費 600 万円余で、郵送料や求償事務等取扱手数料等の執行残でございます。

第 5 款保健事業費の健康診査事業市町村補助金が、見込んでいた受診件数を下回ったことにより 1,200 万円余、次に第 6 款諸支出金中第 1 目被保険者還付金は、還付金の対象が見込みを下回ったため 600 万円余の不用額となっております。

次に、健康診査市町村補助事業についての一連のお尋ねに御答弁をさせていただきます。

市町村別の健診につきましては、本日配付させていただいております資料のとおりでございます。生活習慣病の早期発見、また重症化予防のために健康診査は重要であると考えておりますが、その中で健診率が低迷していることは遺憾でございます。健診率の向上に向けまして市町村と連携を図ってまいりたいと考えております。

健診率が低い原因の一つには、後期高齢者医療制度における健康診査の目的が、前述い

たしましたように生活習慣病の早期発見、重症化予防であるため、生活習慣病の治療中あるいは服薬中の方は、医学的管理の一環として必要な検査が既に行われているということから、健康診査の対象者から除いている市町村もあることが考えられます。

今年度におきましては、小冊子の内容構成を一部変更いたしまして、被保険者の皆様に配布をいたすとともに、市町村への広報の徹底を再度お願いしているところでございます。

さらに、今後といたしましては、受診率の低い市町村に対して、他の健康診査と同時に実施できるようにするなど、随時改善を市町村のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

健診率の向上に向けて、今後も引き続いて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

健診については何回も申し上げているので、私は健康診査というのが、1つはやはり高齢者の皆さんが早期に疾病を発見して早期に治療していく、それで健康に過ごしていくという意味と、それと同時にやはり早期発見して早目に治療する、重症化しないで治療するということが、結局医療費の抑制につながっていくと、私は2つの側面があると思っているんですね。その健診が、もともと特定健診そのものは私はもう完全に破綻をしていると思っているんですけども、そういうことの中でこの後期高齢者健診が努力義務になって、ある意味では責任が放棄されたようなところがあります。ですから、根本的には国の制度自身が、今度の新しい制度に変わる中で、やはり健診のあり方についてもびしっとやはり位置づけをしてもらうということがまず大事だというふうに思うんですね。国はいろいろな通知を見てもみますと、各広域連合に対して健診率を上げよという通知だけ出して、具体的にどうせいという話じゃないというふうに思います。そういう意味で、これは連合長、この健診問題についても是非意見を上げていただきたいというふうに思います。

と同時に、さっき質問したんですけども、ちょっと答弁がなかったんですけども、ばらつきが非常に激しいということと、それからこういうふうに出していただいたので、除外対象者数というのが、この基準を市町村に全然全くとっていないところととっているところがあるというのは、これはどういうことなのか、統一されていないのではないかと。例えば私が住んでいる倉敷市では、施設入所がゼロということはありませんので、そういうことも含めて、せつかく出していただいている資料ですので、基準にそれは統一していただきたいというふうに思います。これについて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

再質問に御答弁をさせていただきます。

確かに一覧表の中では、市町村により受診率のばらつきというのが非常に多いところと少ないところの差が出ている状況でございます。また、除外対象の方についても、やはりいろいろな中で数字が出ている、差が出ているというふうに思っております。このことにつきましては、やはり現在広域連合として健診をお願いしているというのは、市町村の保

健管理の政策の中で、この後期高齢者の健診のほうも取り組んで、一緒にやっていたいでいる、そういった関係で、例えばこの高齢者だけの健診に特化した事業というのではなくて、市町村がそれぞれ行っております市民の方が対象として行っている健診の中で、一緒にこの高齢者の方の健診も取り組んでおられるということが、その取り組み方によってこういった差が出てきている部分があるのではないかというふうに考えております。したがって、議員おっしゃられた統一した基準という形で、現在確かにこの健診は行ってない状況ではあるかとは思いますが、やはり市町村の保健管理の中で、現状では市町村のほうにお願いをしていただいております。当然受診機関であるとか、時期の問題等も含めて、市町村の中で取り組みを行っていただいております関係で、こういった取り組み方によって率が差が出ている部分があるのではないかというふうに考えております。

広域連合といたしましても、この受診率の向上というのは大きな要素でございますので、市町村とも今後ともいろいろな中で連携を取って、受診率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、この健診というのはおっしゃられたとおり、非常に重要な部分でございますので、新制度に向けての健診のあり方につきましては、全国協等を通じて要望をしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮武 博君）

それでは、次に1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

特別会計歳入歳出決算について、2点お尋ねをいたします。

1点目は、疾病の現状についてお尋ねいたします。

今も表について質問がありましたけれども、保険給付費が会計の中で約2,069億円というふうになっています。岡山県の場合、医療費に占める疾病の多い順というのはどうなっているのでしょうか。

また、特定健診の結果から特定健診の効果や課題などは見えるのでしょうか、お答えいただけるとありがたいです。

それから2点目は、ジェネリック医薬品についてなのですが、ジェネリック医薬品に関して以前の議会で希望カードを配布してほしいというふうにお願ひした経過がありまして、その結果が気になっています。配布してくださったカードは、なぜ価格が低いのかとか、効果、そして変更について、そして処方せんの確認の仕方なども説明してあって、丁寧な資料を配っていただいたなというふうに思っております。ありがとうございました。

報告書の歳出のところに、ジェネリックパンフ広報事業1,661万9,001円が支出をされておりました、これだけかかったのだなあというふうに思いました。貴重な財源を使って配布してくださった、その希望カードについて、被保険者の質問や声、それから調剤薬局などの反響はありましたでしょうか、お教えいただけるとありがたいです。

以上2点お尋ねです。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

黒見議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、疾病の現状でございます。疾病の状況につきましては、広域連合としては統計はとっておりませんので、岡山県の状況というのが、あるいは後期高齢者の状況というのがお答えをすることができませんが、国におきまして毎年5月診療分のレセプトについて実施をされておられます疾病調査によりますと、これは高齢者に限った疾病調査ではございませんので、ちょっと若干内容が変わる部分があるかと思いますが、レセプトごとに振りつけられている主な疾病コードを集計したものでございます。

件数ベースでは、平成20年から平成22年5月診療分、3カ年については、いずれの年も第1位が高血圧系の疾患、第2位が糖尿病、第3位がその他、目及び附属器の疾患ということでございます。

また、医療点数ベースでは、第1位が高血圧系の疾患、第2位が脳梗塞、3位がその他の心疾患となっております。

健康診査については、その実施とあわせ、結果についても市町村に管理をお願いしているところでございますが、健康診査を受けることにより、被保険者の方が自分の健康状態を知ることができ、後期高齢者医療制度における健康診査の目的である生活習慣病の予防や治療にもつながっているものと考えております。

次に、ジェネリック医薬品についての御質問でございます。

医療費適正化事業の一環としてジェネリック医薬品とはどういうものであるかなどの周知を行うため、議員が御紹介をいただきましたとおり、そういった内容を丁寧に入れたものをチラシとして印刷いたしまして、平成21年12月に被保険者の皆様方全員へ送付したものでございます。事前に医師会、歯科医師会及び薬剤師会に御了承をいただいたところである関係で、送付後に医療関係機関からの問い合わせや意見などはほとんどございませんでした。

また、被保険者の方からは、ジェネリック医薬品とはどういったものか、あるいは何か、どういった医薬品が対象になっているのかといったいろいろなお問い合わせがございました。それぞれのお問い合わせに対して御理解いただけるようお答えをいたしているところでございます。

また、平成22年度におきましても引き続き周知を行うため、ジェネリック医薬品希望カードをつけたリーフレットを被保険者証更新時に同封いたしまして、一斉発送いたしましたところでございます。

さらに、今後新たに年齢が到達した方に被保険者証を送付する際には、同様の希望カードをつけたリーフレットを同封するなどし、ジェネリック医薬品の周知を続けていくことを考えております。

ジェネリック医薬品については、なかなかお医者さん等のこれまでのつながりの中で、直ちにジェネリック医薬品にというふうなお話というのはなかなか難しい部分があるかと思いますが、このたびカードをつくらせていただいたわけでございますけれども、そういった関係で、どんどんジェネリック医薬品とはどういうものであるかというのを周知するため、これは後期高齢だけでなく、ほかに医療保険者もいろいろ周知に努めていらっしゃるところでございますので、あわせてジェネリック医薬品についての活用を周知を今後も続けていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

1 番、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

最初にお尋ねした疾病のことですけれども、後期高齢者だけではないということなんです、そのあたりもやはり広報をするとき、それからお知らせをするときに、情報としてこういう状況なんですよということはお知らせをいただくと、ニュースとして入れていただけるとありがたいというふうに思います。

それから、ジェネリック医薬品についてですけれども、あちこちで調整をしてくださった後ということで、医師会とかの了解も得られていると、薬剤師の方からもいろいろな会で調整をしてくださっているからもめごとがなかったのかなというふうに思います。どんな医薬品かとか、そういう問い合わせがあったということで、やはりこのこともこういう問い合わせがあったけれどもこうお答えしたというような実例なんかも、また皆さんに被保険者証を送るとか、いろいろなお便りを送られるときに入れていただけるとありがたいというふうに思います。ありがとうございました。効果が上がるようにと願っております。

以上です。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

御要望についてお答えをさせていただきます。

確かに疾病の順位、この想定を見ると、多分若い人から高齢者も、多分同じような順位ではないかなというふうには想定できるわけですけれども、1 つには想定ということで余り出せない部分もあるかもわかりませんが、こういった情報といいたししょうか、こういったものについては機会があればそういう形で広報等にお知らせをするようにしていきたいというふうに思います。

また、ジェネリック医薬品についても、お問い合わせ内容についてこうでしたという情報をせつかく持ったわけですから、今後のチラシ等に活用できる部分は活用してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮武 博君）

それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第 16 号及び議案第 17 号を起立により採決いたします。

まず、議案第 16 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 16 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第 17 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 17 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

**日程第 7 議案第 18 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療
療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）」**

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 7、議案第 18 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 18 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の補正予算につきましては、平成 21 年度の療養給付費等の負担金額の決定による国・県等に精算するための返還金等を計上したものでございます。

詳細につきましては事務局から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

議案第 18 号「平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

議案第 18 号の予算書 1 ページをお開きください。

平成 22 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、第 1 条のとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 35 億 2,643 万 9,000 円を追

加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,264 億 797 万 5,000 円といたしております。

この補正予算の主なものについて御説明をいたします。

6 ページをお開きください。

歳入につきましては、第 7 款繰入金 35 億 2,000 万円余は、国庫負担金等の精算のため、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れをするものでございます。

歳出でございます。第 4 款特別高額医療費共同事業拠出金 2,000 万円余は、特別高額医療費の実績による拠出割合の変更による増額でございます。

第 7 款諸支出費 35 億 2,500 万円余につきましては、平成 21 年度療養給付費等負担金額の確定によりまして、国、県、市町村並びに支払基金に精算返還するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 18 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 18 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第 18 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 8 議案第 19 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合

規約の変更)」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 8、議案第 19 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 19 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更）」につきましては、組合を構成する「備前広域環境施設組合」が総合事務組合を脱退したことに伴う規約の変更でございます。6 月 25 日期限で規約変更についての承認が求められておりますので、6 月 1 日に専決処分といたしましたものでございます。よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 19 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 19 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 9 議案第 20 号及び議案第 21 号

○議長（宮武 博君）

次に日程第 9、議案第 20 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」及び議案第 21 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第 20 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」以下 2 件の議案につきましては、小学校入学前の子を養育する職員が、早出遅出勤務や時間外勤務時間の制限、育児休業等を請求するに当たり、申請条件であった配偶者の就労条件が撤廃されたことによる改正でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正での規定を受け、また 6 月 30 日から施行することとなったため、条例の関連条文の改正を 6 月 30 日に専決処分をいたし、同日付で施行することとしたものでございます。

よろしく御審議を賜り、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 20 号及び議案第 21 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 20 号及び議案第 21 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより議案第 20 号及び議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号及び議案第 21 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了をいたしました。これをもって平成 22 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午後 3 時 30 分 閉会

平成22年8月16日

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	田辺昭夫	○ 収納率について ○ 後期高齢者医療制度廃止後の新制度について
2	黒見節子	○ 高齢者のための新たな医療制度等について（中間とりまとめ）〈案〉について及び全国知事会「後期高齢者医療制度改革プロジェクトチーム」の「新たな高齢者医療制度に関する中間取りまとめ」について

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第15号	黒見節子	専決処分した平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）について
議案第16号	田辺昭夫	平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について
議案第17号	田辺昭夫	平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
議案第17号	黒見節子	平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

道 上 正 寿

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

山 野 通 彦